

事業ごみ（事業系一般廃棄物）

産業廃棄物に該当するものは受け入れしません。

搬入できるもの

分別区分	搬入できるもの（事業系一般廃棄物の区分例）
燃やすごみ	食物残さ、紙おむつ、葉、草、作業帽子、手袋、木製の小物類
雑紙（その他の紙類）	OA用紙、封筒類
缶類（飲料用）	従業員の飲食に伴うもの
金属類	従業員の飲食に伴うもの
ペットボトル	従業員の飲食に伴うもの
プラスチック類	従業員の飲食に伴うもの
ビン類（飲食用）	従業員の飲食に伴うもの
新聞・新聞チラシ	P16参照
本（書籍）・雑誌・冊子	P17参照
ダンボール	P17参照
牛乳パック	P18参照
衣類	作業服、事務服
蛍光管・水銀体温計	受け入れしない（産業廃棄物に該当）
板ガラス	受け入れしない（産業廃棄物に該当）
埋立ごみ	従業員の飲食に伴う茶碗やコップ
粗大ごみ	机（木製）、いす（木製）、ロッカー（木製）
畳	い草の畳
剪定枝	剪定枝
木くず	木くず

❗ 上記の品物でも業種によっては産業廃棄物に該当する場合があります。

事業ごみの搬入手数料（令和2年2月現在）

料金は重量によって決まります。納入通知書を発行しますので、市の指定金融機関でお支払いください。

100kgまで1,670円、以後50kg（50kg未満は50kgとみなす）ごとに830円加算